

在宅患者災害時対策整備支援事業

－発電機・蓄電池 借り受けマニュアル－

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
災害対策検討委員会作成 2020 年 1 月発行
2023 年 6 月改訂
2025 年 6 月改訂

- ・目次
- ・ 借り受けマニュアル（平常時・研修・訓練等で発電機を借り出し・災害時の動き）
- ・ 事前利用者登録と個別の災害計画
- ・ 避難シート（雛型）

E.資料集

- ◎様式 1-① 簡易発電機貸与時の注意事項（研修・訓練時等）
- ◎様式 1-② 簡易発電機等貸与及び使用申請書（研修・訓練時等）
- ◎様式 2-① 簡易発電機登録申請時・使用時の注意事項（訪問看護ステーション用）
- ◎様式 2-② 簡易発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者登録時申請用）
- ◎様式 2-③ 簡易発電機等貸出登録申請書
- ◎様式 3 簡易発電機等貸出使用申請書（災害時）
- ◎別添 1 簡易発電機等使用方法受講証明書
- ◎別添 3 発電機使用方法の受講に係るチェックリスト
- ・ Q&A

借り受けマニュアル

平時の準備

- ① 事前に発電機・蓄電池が借り受けできるよう、研修を受講し
「簡易発電機等使用方法受講証明書」を保持しておく。 「別添 1」
 * 研修及び訓練については、設置ステーションと事前に日時を相談・決定して行う。
 * 自身の地域及び近隣の設置ステーションの確認については、訪問看護ステーション協会の HP を参照する
 * 作動に関しては訓練を受けた看護師であること。但し、借り受けは他職種のセラピストも可能。
 そのため、借り受けするにあたっては先述した研修をセラピストも受講することが必要である。
 * ケアマネージャーも研修・訓練に参加することは可能、しかし借り受けはできない。
 * 研修・訓練については、「発電機使用方法の受講に係るチェックリスト」を用いて行う。 「別添 3」
- ② 借り受けるステーションは「簡易発電機等登録申請時・使用時の注意事項」を事前に必ず確認しておく。 「様式 2-①」
- ③ 借り受ける訪問看護ステーションは、必要と認めた利用者に対し、設置ステーションへ利用者登録を行う。
 ・ 借り受けステーションは「簡易発電機を使用するに当たっての注意事項（利用者登録申請用）」を用いて利用者との相互確認を行う。 「様式 2-②」
 ・ 「簡易発電機等の貸し出し登録申請書」「簡易発電機等貸し出し使用申請書」を利用者と確認しながら記載し、設置ステーションへ提出する。 「様式 2-③」「様式 3」
 ・ 「様式 2-③」「様式 3」は各々が保管しておく。
 原本：設置ステーション、コピー：借り受けステーション・利用者で保管
 * 発電機使用時のカセットボンベは利用者負担となるため、事前の準備が必要であることを伝えておく。
 * 登録された利用者に関しては、同じ地域の設置ステーション間で情報共有されている。
 * 事前利用登録された利用者に対して個別の災害対策計画書の作成を行う。

研修・訓練等で発電機を貸出

- ① 研修・訓練を行う際には、「簡易発電機等貸し出し時の注意事項（研修・訓練等）」を設置ステーションと相互確認を行う 「様式 1-①」
 ・ 注意事項の確認は設置ステーションと共に行うが、事前確認をしておくこと。
 ・ 【様式 1-①】は借り受けステーションと設置ステーションが各々保管しておく
 原本：設置ステーション、コピー：借り受けステーションで保管する。
- ② ①で確認後、設置ステーションより借り受けを行う。
- ③ 借り受け時
 ・ 「非常電源使用時チェック項目」の「貸し出し前」「運搬時」を設置ステーションと確認する。
 * 「非常電源使用時チェック項目」は発電機本体に添付

返却時
 ・ 「非常電源使用時チェック項目」の「返却時」を設置ステーションと確認する。
 （作動確認、物品チェック）

災害時の動き

- ① 事前登録者であることを設置ステーションと確認し発電機及び蓄電池の借り受けを行う。
「様式 2-③」
* 「簡易発電機等使用方法受講証明書」を提示する。 「別添 1」
* 緊急時は当日登録でも貸し出し可
- ② 借り受け時
* 事前に記載している簡易発電機等貸し出し使用申請書（災害時）を設置ステーションに提出し、非常電源使用時チェック項目の「貸し出し前」と「運搬時」を設置ステーションと相互で確認する。 「様式 3」
* 「様式 3」の控えは、事前に自ステーションで保管しているため、そちらを使用する。
- ① 返却時
・「非常電源使用時チェック項目」の「返却時」を設置ステーション相互確認し発電機の作動確認・物品のチェックを行う。
・その後、「簡易発電機等貸し出し使用申請書（災害時）」の下記の返却時の欄に記載する（作動時間も忘れず記載すること） 「様式 3」
* 登録者の使用が優先となるが、地域のステーション活動のため（携帯電話、タブレット等）の充電などに活用することができる。

※ 1「非常電源使用時チェック項目」発電機本体に添付あり

ーこのマニュアルを使用するにあたっての注意事項ー

- ・登録利用者の住所変更や死亡等があれば速やかに設置 ST に報告する。
- ・災害時、申し込みが複数の場合は先着順とする。
- ・責任の所在を明確にするため“又貸し”は禁止とする。
- ・看護師以外の人（セラピスト、事務員等）による借り受け・返却は可能だが、「簡易発電機等研修」の参加は必須とする。
- ・訪問看護ステーション協会に加入していないステーションも借り受けすることができる。
- ・「様式 2-③」「様式 3」右上の登録者 No は設置ステーションが記載するので、借り受けステーションでの記載は不要です。

「事前利用者登録」と個別の「災害対策計画」作成

災害が発生した場合、簡易発電機は事前利用者登録が完了した訪問看護利用中の人工呼吸器装着者に限り、借り受けをすることができます。

簡易発電機を安全にご使用するためには、多くの注意事項やルールがあります。このため、利用者や訪問看護ステーションに十分な理解をしていただくためにも、「事前利用者登録」と「個別の災害対策計画」の作成を必須事項とさせていただきます。

事前利用者登録の方法

- ① 登録申請の提出について：人工呼吸器利用中の利用者が、災害発生による停電時に、簡易発電機の借り受けを希望する場合は、「簡易発電機を使用するにあたっての注意事項（利用者登録時申請用）」を十分理解した上で「簡易発電機等貸出登録申請書（災害時）」により事前登録をする
「様式 2-②」「様式 2-③」
- ② 情報の管理と共有について：登録された情報は、「簡易発電機等貸出登録申請書（災害時）」の提出をもって、利用者の同意を得たとみなし、設置ステーションで慎重に管理すると同時に設置ステーション内で情報を共有する。
「様式 3」
- ③ 情報更新の連絡について：利用者情報を提供した訪問看護ステーションは、申請した利用者の住所変更や使用予定場所の変更、死亡等があれば設置ステーションに速やかに連絡をする。
- ④ 訓練等の必要性について：発災時の簡易発電機の使用をできる限り安全に行うためにも、担当看護師及び、ケアを行うご家族にも、非常用電源等に関する知識の習得・訓練が必要である。
- ⑤ 使用に関する判断について：簡易発電機は、人工呼吸器などの精密機器専用に製作されたものではないため、使用の判断については、人工呼吸器装着者ご本人及びご家族の判断となる。
- ⑥ 個別災害対策計画について：事前登録を行う前に、個別の災害計画の作成や事前の訓練などを行うことが必要である。

* 個別の災害対策計画については、次ページに雛型があります。

必要時にご使用ください。

個別避難計画

避難シート 1

		作成年月日 年 月 日	
地域		町内	
フリガナ 氏名 (本人)		住所	大阪府 マンション名 ()
生年月日	* (大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日 (歳)	連絡先	携帯電話

* 安全な場所まで避難する際の行動を整理するための設問になります。

あてはまる番号に○をつけ、必要か所は記載してください。

1.緊急連絡先 *相手に了承をいただいたうえで記入するようにして。

家族・親戚・友人など		
フリガナ 氏名	関係	住所 連絡先
フリガナ 氏名	関係	住所 連絡先
フリガナ 氏名	関係	住所 連絡先

2.災害時、どこに避難しますか？

避難場所（第一候補）	
日難場所（第二候補）	

3.自宅の玄関まで移動することができますか？

1.自力できる	2.家族と一緒にならできる	3.支援者と一緒にならできる	4.わからない
---------	---------------	----------------	---------

4.避難所までどうやって避難しますか？ また、どのような支援が必要ですか？

1.徒歩	2.車いす	3.車	4.独歩	5.その他
------	-------	-----	------	-------

自宅から第一避難所まで 手伝ってほしいこと	
自宅から第二避難所まで 手伝ってほしいこと	

5.避難の手助けをしてくれる方・団体など

☐	家族・親戚：	☐	所属町会：
☐	地域活動協議会：	☐	防災リーダー：
☐		☐	

6.あなたの状況（1）

病名			
日中の過ごし方	月	火	水
	木	金	土
	日	備考	
使用中の医療機器			

*避難支援等実施者による災害時の避難支援保証するものではありません
また、避難支援実施者は、避難支援に対して法的な責任や義務を負うものではありません。

記載事項を区役所・消防署・警察署・社会福祉協議会など関係機関や避難支援実施者に
提供することに同意します。

令和 年 月 日：氏名

避難シート 2

7.あなたの状況（2）

世帯状況	独居 高齢世帯 子ども孫と同居 その他
建築時期等	木造 ・ 鉄筋 ☐ 戸別住宅 ☐ 集合住宅（ / 階）
普段いる部屋	☐ 寝室の位置：
緊急通報システム	☐ あり ☐ なし
使用している薬	別紙用意
かかりつけ医	医療機関： 電話：
	医療機関： 電話
ケアマネジャー	氏名： 電話：
福祉サービス事業所等	事業所名： 電話：

避難経路：図	移動時に必要な配慮事項

簡易発電機等貸し出し時の注意事項（研修・訓練時等）

【貸出目的】

1. 人工呼吸器装着者の簡易発電機等の使用は、訪問看護師が安全にサポートできるよう、日頃から研修・訓練等を行うため
2. 簡易発電機等への知識・使用方法の熟知のために、訪問看護師などの支援者を対象とした、「簡易発電機等使用方法」の研修会・訓練の機会を各地域（設置ステーション）で行うため
3. 上記研修に参加できない場合や地域の多職種での簡易発電機等使用のための研修・訓練を行うため

【注意事項】

- ☐ 研修・訓練のために使用する際は、当会の「簡易発電機等使用方法」の研修・訓練を受け、簡易発電機等使用方法受講証明書を携帯している訪問看護師が同席し、当該訪問看護師の監督下で行う場合にのみ許可します。
看護師以外の人（セラピスト・事務員等）による借り受け・返却は可能ですが運搬時の注意事項も含め「簡易発電機等使用方法」研修を受講した者に限ります。

- ☐ 研修・訓練のための貸し出しを希望する場合は、別紙「様式1-②」に必要事項を記入し、設置ステーションに貸し出し及び使用申請をしてください。

《申請方法》

- ① 事前に、貸し出し希望の設置ステーションに連絡し、貸し出しの可否を確認する。
- ② 様式1-②に、必要事項を記入し設置ステーションに提出する。（FAXでも可）

- ☐ 簡易発電機等の搬送は、借りる側の訪問看護ステーションが責任を持つこと。
（破損しないように注意してください）
- ☐ 研修・訓練等で簡易発電機を使用する場合は、人工呼吸器等の精密機器には接続しないでください。
当会及び、設置ステーションで研修や訓練を行った場合は、研修や訓練を受けた訪問看護師等に対し『発電機使用研修受講証明書』の発行をすることができます。（様式は当会ホームページからダウンロードできます。研修をうけた訪問看護師が自身でご記入ください。）
- ☐ 簡易発電機を発動させるためのカセットボンベは借りる側で準備をしてください。
- ☐ 貸し出し時や返却時は、貸す側と借りる側の双方で故障等がないか確認してください。
- ☐ 簡易発電機を作動する際は、注意事項を厳守し安全な場所（屋内不可）で行ってください。
また、簡易発電機等は水に弱く、水に濡れると感電や故障の原因となりますのでご注意ください。

簡易発電機等貸し出し及び使用申請書（研修・訓練時等）

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション 殿

私は、注意事項（様式Ⅰ-①）を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します。

申請日 年 月 日

借受け責任者記入欄

ステーション名： 責任者氏名：

住所： 電話番号：

貸与期間 年 月 日 ～ 年 月 日

・貸借物品 ☐簡易発電機（ 台） ☐蓄電池（ 台） ☐ケーブル（ 本）
☐その他（ ）

設置ステーション記入欄

貸出日： 年 月 日 借受け者氏名：

☐発電機機体番号： ☐蓄電池機体番号：

.....

（以下は、返却時に設置 ST が記入すること）

返却日： 年 月 日 返却者氏名：

・返却物品 ☐簡易発電機（ 台） ☐蓄電池（ 台） ☐ケーブル（ 本）
☐その他（ ）

☐発電機機体番号： ☐蓄電池機体番号：

☐作動時間： 時間 分 返却確認者氏名：

簡易発電機等登録申請時・使用時の注意事項（訪問看護ST確認用）

本事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業です。

本注意事項をよくお読みいただき、ご了解いただいたうえで、申請のサポートをしていただきますようお願いいたします。

また、本事業の貸し出し対象である簡易発電機は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。人工呼吸器専用のものではありませんので、使用方法などマニュアルも熟読したうえで使用していただくようお願いいたします。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です。）

- ☐ 下記内容を事前に熟読しておいてください。様式3を相互で確認し発電機等をお貸しします。
- ☐ 本事業における簡易発電機等の貸し出しは、訪問看護利用中のかたのみです。
- ☐ 設置ステーションの被災等で発電機等の貸出ができない場合があります。このような事態を想定し、利用者にはできるだけ個々のご家庭で事前に発電機、もしくはバッテリーや蓄電池を多めに持っていていただくよう日頃から勧めてください。
- ☐ 利用者には利用者用の注意事項を必ず説明・再確認してください。
- ☐ 使用する住所地が申請時と異なる場合は、設置ステーションに速やかに連絡してください。
- ☐ 訪問看護ステーションは発電機を講習・練習用に借りることができます（いざと言う時使用できるための講習や練習以外には使用しないでください。返却時は作動確認してください）
- ☐ 簡易発電機等の取扱者は、事前に「簡易発電機等使用方法」の研修を必ず受講してください。（始動は研修を受けた訪問看護師のみとします。借り受け時の運搬はセラピスト、事務員等でも研修受講していれば可）
- ☐ 利用者に発電機を渡すだけの業務ではありません。初めて発電機を使用する利用者（また、呼吸器の他の機種では使用経験があるが、今回は違う機種の呼吸器である場合も含む）の場合、必ず「発電機使用方法受講証明書」を持っている訪問看護師と一緒に起動し、作動確認をしてください。発電機との接続終了時やボンベの交換は家人にて行ってもらいます。（夜間の発電機始動は大きな音が出ますので、夜は可能であれば、予備バッテリーの使用を指導してください。）
- ☐ 呼吸器の動作が不良である場合蘇生バッグによる人工呼吸を行ってください。
- ☐ 不誠実と判断できる対応や、練習不足と判断される謝った使用方法で発電機や呼吸器が故障した場合は、対応した看護師および事業所に修理にかかる費用等が請求される場合があります。
- ☐ 破損・作動しないなど故障があれば速やかに設置ステーションに連絡してください。
- ☐ ライフラインが復旧し（復電）発電機等が不要になった場合は、速やかに返却してください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

住所 大阪市中央区谷町 6 丁目 4 番 8 号 新空堀ビル 205 号

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

簡易発電機等を使用するに当たっての注意事項（利用者登録時申請用）

本事業は、災害発生などの緊急時に、簡易発電機及びその付属品（以下、これらをまとめて「簡易発電機等」といいます。）を利用者家族に貸し出す事業です。本注意事項をよくお読みいただき、ご了解いただいたうえで、申請をしていただきますようお願いいたします。

また、本事業の貸し出し対象である**簡易発電機**は、精密機器である人工呼吸器を直接稼働させるために製造されたものではありません。**人工呼吸器専用のもではありませんので**、使用方法などマニュアルも熟読したうえで使用していただくようお願いいたします。（通常、事前に呼吸器専用バッテリーを充電しておき、人工呼吸器を稼働させるのが原則です。）

- ☐ 簡易発電機等は、マニュアル及び訪問看護ステーション（訪問看護師）の指示のもと、正しく使用してください。
- ☐ 災害時、担当する訪問看護ステーション及び設置ステーションの被災状況により簡易発電機等をお貸しできない可能性もあります。各ご家庭での簡易発電機、バッテリー及び蓄電池のご準備を推奨します。
- ☐ 簡易発電機に使用するカセットコンロ用ボンベは、使用者（患家）にて準備をお願いします。または、使用後に補充をお願いいたします。
- ☐ 簡易発電機を室内で使用すると、一酸化炭素中毒となるおそれがあるため、簡易発電機の室内使用は禁止とします。
- ☐ 簡易発電機を作動させると騒音が出ます。集合住宅や隣家とあまり離れていない場合には、あらかじめ使用されるご家族において近隣住民へのご説明をお願いします。
- ☐ ライフラインが復旧し（復電）簡易発電機等が不要になった場合は、速やかにご利用中の訪問看護ステーションに返却してください。
- ☐ 使用する住所地が申請時と異なる場合は、ご利用中の訪問看護ステーションまで速やかに連絡してください。
- ☐ 使用申請書記載情報は、簡易発電機等の貸出が速やかに行われるように、申請した設置ステーションから、同ブロック内の他の設置ステーション（発災時、必要に応じて他のブロックの設置ステーション）にも提供し、情報を共有します。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

住所 大阪府中央区谷町 6 丁目 4 番 8 号 新空堀ビル 205 号

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

簡易発電機等貸し出し登録申請書

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション() 殿

私は注意事項(様式2-②)を十分理解した上で、災害発生時における発電機等の貸し出し登録を申請します。

申請日 年 月 日

- ☐ 申請にあたり、簡易発電機等の貸し出し及び登録申請書の記載情報を貴設置ステーションより同ブロック内の他の設置ステーション(但し、発災時に於いては他のブロックの設置ステーション)にも提供し、情報を共有することに同意します。

(ご利用者)

住所:

フリガナ

氏名:

電話:

(申請ステーション)

住所:

ステーション名:

電話:

(連携訪問看護ステーション)

ステーション名:

電話:

ステーション名:

電話:

ステーション名:

電話:

簡易発電機等貸し出し使用申請書(災害時)

大阪府訪問看護ステーション協会

設置ステーション() 殿

私は、注意事項(様式2-②)を十分理解した上で発電機等の貸し出し及び使用を申請します

貸借日 年 月 日

ステーション名:

連絡先:

借りに来た人の氏名:

対象となる利用者(登録者)氏名:

貸借物品 ☐簡易発電機(台) ☐蓄電池(台) ☐ケーブル(本)☐その他()☐発電機機体番号: _____☐蓄電池機体番号: _____

貸出者氏名:

(以下は、返却時に記入すること)

返却日 年 月 日

返却物品 ☐簡易発電機(台) ☐蓄電池(台) ☐ケーブル(本)☐その他()☐発電機機体番号: _____☐蓄電池機体番号: _____

返却に来た人のステーション名:

氏名:

返却確認者氏名:

作動時間: 時間 分

設置ステーション(発電機設置拠点)の連絡先

ステーション名

住 所

電話番号

別添Ⅰ 簡易発電機等使用方法受講証明書

- 設置ステーションが行う「簡易発電機等使用方法」の研修修了者が取得できます。
- 「簡易発電機等の使用方法」の研修に参加されましたら、下記の用紙に、研修受講年月日ステーション名氏名を記入して携帯し、発電機を借り受ける際には提示し、受講済である確認を受けてください。
- 安全に使用して頂くため発電機を使用する時、必ず「発電機使用方法受講証明書」を持っている訪問看護師と一緒に起動、作動確認をします。

簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) 大阪府訪問看護ステーション協会 (氏名) 後藤 孝典	簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) _____ (氏名) _____
簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) _____ (氏名) _____	簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) _____ (氏名) _____
簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) _____ (氏名) _____	簡易発電機等使用方法受講証明書 発電機等の使用方法 についての研修を受講しました。 年 月 日 (事業所名) _____ (氏名) _____

ネームプレートなどに入れて携帯してください

別添 3

発電機使用方法の受講に係るチェックリスト

後述するチェックリストを満たせば、発電機使用方法の受講証明を発行いただけます。なお、簡易マニュアルを見なくとも実行できる必要は無く、簡易マニュアルをしっかりと確認しながらそれぞれの項目を実行できるかをチェックしてください。

○発電機の使用方法

【簡易マニュアル A-1 発電機の指導について】	チェック	備考
① 発電機使用場所の周囲の点検が出来る		
※屋内では使用できない事を確認		
② カセットボンベの取り付けができる		
③ 発電機の始動ができる		
【簡易マニュアル A-2 機器との接続について】	チェック	備考
① 蓄電池との接続ができる		
② 機器との接続ができる		
※蓄電池の消費電力をチェックできる		
【簡易マニュアル A-3 ボンベの交換について】	チェック	備考
① 発電機を正しく停止できる		
② カセットボンベの取外し・取付けができる		
③ 発電機の再始動ができる		
④ 再度、機器の接続ができる		
【簡易マニュアル A-4 発電機の停止～使用後について】	チェック	備考
① 発電機を正しく停止できる		
② カセットボンベを正しく取外しできる		
③ 発電機内の残留ガスを適切に使い切れる		
④ 正しく運搬できる		

○発電機の管理方法

【簡易マニュアル B-1 運搬方法について】	チェック	備考
① 非常電源確保に必要な物品を理解している		
② 運搬・移動時の注意事項を理解している		
③ 発電機の運搬方法を理解している		
④ 移動方法を理解している		
【簡易マニュアル B-2 使用前点検について】	チェック	備考
① Oリングの点検ができる		
② エンジンオイルの点検ができる		
③ エアクリーナーの点検ができる		
【簡易マニュアル B-3 管理の方法について】	チェック	備考
(実施困難な場合は説明を受け理解できる)		
① 発電機の清掃ができる		
※水洗いはできない事を確認		
② 発電機を正しく保管できる		
③ 蓄電池を正しく保管できる		
④ ガスボンベを正しく保管できる		
【簡易マニュアル B-4 整備と点検について】	チェック	備考
① エンジンオイルを交換できる (説明を受け理解できる)		
③ エアクリーナーの点検ができる (説明を受け理解できる)		

発電機・蓄電池 利用 Q&A

Q1.使用する事業所が他府県でも借りることができますか

A. 大阪府の事業であるため、府内全ての訪問看護ステーションの利用が可能です。

大阪府訪問看護ステーション協会に加入していなくても借り受けすることは可能です。

*但し、今後の情報共有も含め訪問看護ステーション協会への加入をご検討ください。

Q2.必要時に設置ステーションに申し込めば借りることができますか

A. まずは借り受けをするには研修を受講し「簡易発電機等使用方法受講証明書」を取得された方が借り受けすることができます。

Q3.「簡易発電機等使用方法受講証明書」を取得するには、どこで申し込めば良いですか

A. 同じブロック地域内の設置ステーションに研修依頼をしてください。

Q4.設置ステーションは、どのステーションかわかりません

A. 大阪府訪問看護ステーション協会 Hp 内の「災害対策情報」に設置ステーションのグーグルマップがごございますのでご確認ください

Q5.「簡易発電機等使用方法受講証明書」の取得は看護師以外でも可能ですか

A. 事務員などのスタッフやセラピストも取得可能です。ただし、利用者への使用は看護師のみです。ケアマネージャーも訓練等に参加可能ですが、受講証明書の発行はできません。

Q6.借りる方法がわかりません。どうすれば良いですか

A. 事前に設置ステーションへの利用者の事前登録が必要です。

登録方法については借り受けマニュアルをご確認いただき、設置ステーションへ申し込んでください。

Q7.「簡易発電機等使用方法受講証明書」を取得し、自ステーションで研修を行いたいです。

どうすれば良いですか

A.「様式 1-①」を理解された上で「様式 1-②」を記載し設置ステーションより借り受けてください、

使用後は作動時間の記載が必要です。

Q8.災害時は実際の書類に記載すればよいですか

A. 事前に記載した「様式 3」を設置ステーションに持参すれば借り受けすることができます。

Q9.同地域より近隣の区の設置ステーションは近いですが、そちらで借りても良いですか

A. 自ステーションの区だけでなく、近隣でも利用者の登録をすることが借り受けすることができます。そのため、事前利用者登録をお願いいたします。

Q10.発電機・蓄電池を使い終わりましたが、他のステーションから貸して欲しいと依頼がありました。

貸しても良いですか

A. また貸しは禁止です。必ず一旦は設置ステーションに返却をお願いします。

その後、改めて設置ステーションへお申し込みをお願いします。